

風らん 小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

令和7年4月1日現在

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(南あわじ市指定 第2891700011号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」又は「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 淡路島福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県南あわじ市八木寺内373-1 |
| (3) 電話番号 | 0799-42-6006 |
| (4) 代表者名 | 理事長 八木 英臣 |
| (5) 設立年月 | 昭和61年4月14日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所
平成19年11月1日指定 南あわじ市 2891700011号 |
| (2) 事業所の目的 | 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 小規模多機能施設 風らん |
| (4) 事業所所在地 | 兵庫県南あわじ市賀集八幡字中山541-7 |
| (5) 電話番号 | 0799-50-1051 |
| (6) 管理者 | 氏名 増井 理奈 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。 |
| (8) 開設年月 | 平成19年11月1日 |

(9) 登録定員 25人(通いサービス15人・宿泊サービス9人)

(10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室となっております。

居室・設備の種類	備 考
宿泊室	個室9室 9.10㎡
居間兼食堂	103.05㎡
台 所	9.42㎡
浴 室	5.57㎡
消防設備	スプリンクラー設備・火災通報装置・誘導灯・消火器
その他	事務室・宿直室・洗濯室・トイレ・リネン庫・エレベーター

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

南あわじ市全域をサービス提供地域とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	基本時間 9時45分～16時15分
宿泊サービス	基本時間 17時00分～ 9時00分
訪問サービス	随 時
サービスに関する 受付・相談等	8時30分～17時30分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 管理者	1人			1人	事業内容調整・相談業務
2. 介護支援専門員	1人			1人	サービス調整・相談業務
3. 看護職員	2人	1人	1.9人	1人	医務業務
4. 介護職員	4人	8人	8.0人	7人	日常生活の介護

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当法人における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

(例) 週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 人 (8 時間 × 5 日 ÷ 40 時間 = 1 人) となります。

【主な職種の勤務体制】

職 種	勤務体制・時間	
1. 管理者	勤務時間	8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分
2. 介護支援専門員	勤務時間	8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分
3. 看護職員	日勤	8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分
	遅出	1 0 時 0 0 分～1 9 時 0 0 分
4. 介護職員	早出	6 時 3 0 分～1 5 時 3 0 分
	日勤	8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分
	遅出	1 0 時 0 0 分～1 9 時 0 0 分
	超遅出	1 2 時 3 0 分～2 1 時 3 0 分
	夜勤	① 1 9 時 0 0 分～8 時 3 0 分 ② 2 1 時 3 0 分～7 時 3 0 分

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の 2 つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第 4 条参照)

以下のサービスについては、利用料金の 7 ～ 9 割が介護保険から給付され、ご契約者の自己負担は費用全体の 1 ～ 3 割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれのような頻度、内容で行うかについてはご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。((5) 参照)

【サービスの概要】

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の介助や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場でご利用者が調理することができます。

② 入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③ 排泄

- ・ ご契約者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ ご契約者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・ 体温、血圧、脈拍等、ご利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ ご契約者の自宅にお伺いし、安否や服薬の確認、日常生活上の介助等を提供します。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③飲酒及び喫煙

④ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他、ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介助や機能訓練を提供します。

【サービス利用料金】（契約書第5条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用）すべてを含んだ1ヶ月単位の包括費用の額

利用料金は1ヶ月毎の包括費用（定額）です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度と負担割合に応じて異なります。）

※負担割合が1割の場合

1. ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要支援 1 34,500円	要支援 2 69,720円
2. うち、介護保険から 給付される金額	31,050円	62,748円
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－2）	3,450円	6,972円

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 104,580 円	要介護 2 153,700 円	要介護 3 223,590 円	要介護 4 246,770 円	要介護 5 272,090 円
2. うち、介護保険から給付される金額	94,122 円	138,330 円	201,231 円	222,093 円	244,881 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	10,458 円	15,370 円	22,359 円	24,677 円	27,209 円

※負担割合が2割の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 34,500 円		要支援 2 69,720 円		
2. うち、介護保険から給付される金額	27,600 円		55,776 円		
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	6,900 円		13,944 円		

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 104,580 円	要介護 2 153,700 円	要介護 3 223,590 円	要介護 4 246,770 円	要介護 5 272,090 円
2. うち、介護保険から給付される金額	83,664 円	122,960 円	178,872 円	197,416 円	217,672 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	20,916 円	30,740 円	44,718 円	49,354 円	54,418 円

※負担割合が3割の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 34,500 円		要支援 2 69,720 円		
2. うち、介護保険から給付される金額	24,150 円		48,804 円		
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	10,350 円		20,916 円		

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護 1 104,580 円	要介護 2 153,700 円	要介護 3 223,590 円	要介護 4 246,770 円	要介護 5 272,090 円
2. うち、介護保険から給付される金額	73,206 円	107,590 円	156,513 円	172,739 円	190,463 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	31,374 円	46,110 円	67,077 円	74,031 円	81,627 円

★ 月ごとの包括料金ですので、ご契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

★ 月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了

日」とは、以下の日を指します。

○登録日・・・ご契約者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

○登録終了日・・・ご契約者と当事業所の利用契約を終了した日

- ★ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ★ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。（下記（２）ア及びイ参照）
- ★ 介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

イ 加算

①初期加算

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して３０日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。３０日を超える入院をされた後に再び利用を開始された場合も同様です。

利用者負担割合（日額）	１割	２割	３割
１．加算対象サービスとサービス料金	３００円	３００円	３００円
２．うち、介護保険から給付される金額	２７０円	２４０円	２１０円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	３０円	６０円	９０円

②サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

当事業所は、継続１０年以上の介護福祉士の資格を有する介護職員全体の２５％以上配置しておりますのでサービス提供体制強化加算（Ⅰ）として１ヶ月につき、下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。※区分支給限度基準額には含まれません。

利用者負担割合（月額）	１割	２割	３割
１．加算対象サービスとサービス料金	７，５００円	７，５００円	７，５００円
２．うち、介護保険から給付される金額	６，７５０円	６，０００円	５，２５０円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	７５０円	１，５００円	２，２５０円

③認知症加算

〈ア〉認知症加算（Ⅲ）

日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから、介護を必要とする認知症のご利用者（医師の判定結果又は主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅢ、ⅣまたはⅤ）を対象として認知症加算（Ⅲ）と

して1ヶ月につき表のとおり加算分の自己負担が必要となります。

〈イ〉認知症加算（Ⅳ）

要介護2に該当し、日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の人による注意を必要とする認知症のご利用者（医師の判定結果又は主治医意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度のランクがⅡ）を対象として認知症加算（Ⅳ）として1ヶ月につき表のとおり加算分の自己負担が必要となります。

※要支援の加算については、認知症加算Ⅲ・認知症加算Ⅳは算定されません。

〈ア〉認知症加算（Ⅲ）

利用者負担割合（月額）	1割	2割	3割
1. 加算対象サービスとサービス料金	7,600円	7,600円	7,600円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,840円	6,080円	5,320円
3. サービス利用に係る自己負担額 （1－2）	760円	1,520円	2,280円

〈イ〉認知症加算（Ⅳ）

利用者負担割合（月額）	1割	2割	3割
1. 加算対象サービスとサービス料金	4,600円	4,600円	4,600円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,500円	4,000円	3,500円
3. サービス利用に係る自己負担額 （1－2）	460円	920円	1,380円

④総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）

ア. 個別サービス計画作成に当たり、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている。

イ. 地域における活動への参加の機会が確保されている。

ウ. 日常的に利用者とかかわりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保している。

エ. 必要に応じて生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。

オ. 地域ケア会議に参加している。（ア～オの実施が算定の要件となります）

利用者負担割合（月額）	1割	2割	3割
1. 加算対象サービスとサービス料金	12,000円	12,000円	12,000円
2. うち、介護保険から給付される金額	9,000円	8,000円	7,000円
3. サービス利用に関わる自己負担額 （1－2）	1,200円	2,400円	3,600円

⑤訪問体制強化加算

すべての登録者に対する訪問サービスの提供回数が合計で1ヶ月200回以上で、常勤の従業者を2名以上配置している場合に、訪問体制強化加算として下記の通り自己負担が必要となります。

但し、要支援と1ヶ月200回以下の月は算定いたしません。

利用者負担割合（月額）	1割	2割	3割
1. 加算対象サービスとサービス料金	10,000円	10,000円	10,000円
2. うち、介護保険から給付される金額	9,000円	8,000円	7,000円
3. サービス利用に関わる自己負担額（1－2）	1,000円	2,000円	3,000円

⑥看護職員配置加算（I）

多様化する医療ニーズ等に柔軟に対応する目的で、常勤の専従看護師を1名以上配置しておりますので、看護職員配置加算（I）として1ヶ月につき下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

利用者負担割合（月額）	1割	2割	3割
1. 加算対象サービスとサービス料金	9,000円	9,000円	9,000円
2. うち、介護保険から給付される金額	8,100円	7,200円	6,300円
3. サービス利用に関わる自己負担額（1－2）	900円	1,800円	2,700円

⑦介護職員処遇改善加算

介護業務に直接従事する職員の処遇改善を目的としており、介護職員の賃金改善や職場環境の整備を支援するために、ご請求させて頂くサービス利用料金及び加算の金額の14.9%分がその額となります。

介護保険の給付対象以外（下記の（2））は処遇改善加算の対象となりません。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

ア 食事の提供（食事料金）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金： 朝食 400円 ： 昼食 650円 ： 夕食 550円

イ 宿泊に要する料金

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金： 1泊につき 2,000円

ウ 通いサービス時間延長料金

17時00分～20時00分までの通いサービス延長時間帯に要する費用です。

料金： 1時間未満（17：00～18：00） 600円
1時間以上（18：00～20：30） 1,200円

エ おむつ代

料金： 紙オムツ1枚につき 110円
紙パンツ1枚につき 100円
紙パッド1枚につき 50円

オ その他、送迎費

宿泊、通いサービス以外の送迎が必要な場合に要する費用です。

料金： 市内 片道1回につき 1,000円
市外 片道1回につき 2,000円

※利用者の急変に伴う病院への搬送については、いたしません。

カ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の心身機能の向上や気分転換を図ることを目的とする活動費を負担いただきます。

料金： クラブ活動費（1ヶ月/100円）

キ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金： 1枚につき 10円

ク 薬の受け取り代行

料金： 1回 1,000円（受診の付添時に処方された場合は頂きません）

★経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

（3）利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月毎に次のいずれかの方法により翌月30日までにお支払いください。

①事業所での現金支払い（できる限りお釣りのないようお願いします）

②銀行振込み

※銀行振込の場合は下記の振込先へお願いします。

淡路信用金庫 市支店 普通預金 0464738 社会福祉法人淡路島福祉会 小規模多機能施設風らん 所長 中野 弘子

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

★ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

- ★ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- ★ 5.（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。但し、5.（2）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	6 5 0 円（当日の昼食料金）

- ★ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合は他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

（5）小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

●苦情受付窓口（担当者）

「氏名」 中野 弘子

「職名」 参事・看護職員

「TEL」 0 7 9 9 - 5 0 - 1 0 5 1

受付時間 8時30分～17時30分（年中無休）

●第三者委員

「氏名」 平岡 督朗

「職名」 監事・土地家屋調査士

「TEL」 0 7 9 9 - 5 2 - 3 0 1 2

「氏名」 三好 雅大

「職名」 評議員

「TEL」 0799-42-0069

●苦情解決責任者

「氏名」 増井 理奈

「職名」 管理者兼介護支援専門員

なお、苦情の受付窓口は受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。さらに、第三者委員は苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立ち会い等もいたします。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南あわじ市役所市民福祉部 長寿・保険課	所在地 南あわじ市市善光寺22-1 電話番号 0799-43-5217 受付時間 8時30分～17時15分（月～金）
兵庫県国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 電話番号 078-332-5617 受付時間 9時00分～17時15分（月～金）

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供上について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】

構 成 : ご利用者、ご利用者の家族、地域住民の代表者、市担当職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開 催 : 隔月で開催

会議録 : 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関

当事業所では、各ご契約者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて下記の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

【協力医療機関】

医療法人うしお会 八木病院 所在地 南あわじ市八木寺内1147

電話番号 0799-32-6188

医療法人社団中正会 中林病院 所在地 南あわじ市神代国衙1680-1

電話番号 0799-42-6200

ケイ歯科クリニック 所在地 南あわじ市神代国衙1275

電話番号 0799-42-6818

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、ご契約者も参加して行います。

【淡路広域消防事務組合への届出日】 平成19年10月18日

【防火管理者】 中野 弘子

《地震等災害発生時の対応》

- 当事業所は、海拔30mの位置にあるため、津波に対しては被災することはありませんが、万が一、大地震が発生した場合は緊急避難所として地域の方々に使用していただき、地域のサブ防災施設として機能していきます。

10. 感染症対策

当事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じます。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

11. 身体拘束等

当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

- 1 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 2 身体拘束等の訂正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修（年2回以上）を定期的の実施します。

12. 虐待の防止のための措置

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- 1 虐待の発生・再発を防止するための委員会を定期的開催すること、及びその結果を担当する職員へ周知徹底します。
- 2 虐待を防止するための指針の整備をします。
- 3 担当の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）実施します。
- 4 上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

1 3. 業務継続計画の策定等について

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご使用ください。これに反したご使用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明書のために作成したものです。
--

風らん 小規模多機能型居宅介護（短期利用） 重要事項説明書

令和7年4月1日作成

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(南あわじ市指定 第2891700011号)

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」又は「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 淡路島福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県南あわじ市八木寺内373-1 |
| (3) 電話番号 | 0799-42-6006 |
| (4) 代表者名 | 理事長 八木 英臣 |
| (5) 設立年月 | 昭和61年4月14日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所
平成19年11月1日指定 南あわじ市2891700011号 |
| (2) 事業所の目的 | 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 小規模多機能施設 風らん |
| (4) 事業所所在地 | 兵庫県南あわじ市賀集八幡字中山541-7 |
| (5) 電話番号 | 0799-50-1051 |
| (6) 事業所長（管理者） | 氏名 増井 理奈 |
| (7) 当事業所の運営方針 | |

利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

- (8) 開設年月 平成19年11月1日
- (9) 登録定員 25人（通いサービス15人・宿泊サービス9人）
- (10) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室となっております。

居室・設備の種類	備 考
宿泊室	個室9室 9.10m ²
居間兼食堂	103.05m ²
台 所	9.42m ²
浴 室	5.57m ²
消防設備	スプリンクラー設備・火災通報装置・誘導灯・消火器
その他	事務室・宿直室・洗濯室・トイレ・リネン庫・エレベーター

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域

南あわじ市全域をサービス提供地域とする。

- (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	基本時間 9時45分～16時15分
宿泊サービス	基本時間 17時00分～ 9時00分
訪問サービス	随 時
サービスに関する 受付・相談等	9時00分～17時30分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1. 所長（管理者）	1人			1人	事業内容調整・相談業務
2. 介護支援専門員	1人			1人	サービス調整・相談業務
3. 看護職員	2人	1人	1.9人	1人	医務業務
4. 介護職員	4人	8人	8.0人	7人	日常生活の介護

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当法人における常勤職員

の所定勤務時間数（例：週４０時間）で除した数です。

（例）週８時間勤務の介護職員が５名いる場合、常勤換算では、１人（８時間×５日÷４０時間＝１人）となります。

【主な職種の勤務体制】

職 種	勤務体制・時間	
１．所長（管理者）	勤務時間	８時３０分～１７時３０分
２．介護支援専門員	勤務時間	８時３０分～１７時３０分
３．看護職員	日勤	８時３０分～１７時３０分
	遅出	１０時００分～１９時００分
４．介護職員	早出	６時３０分～１５時３０分
	日勤	８時３０分～１７時３０分
	遅出	１０時００分～１９時００分
	超遅出	１２時３０分～２１時３０分
	夜勤	① １９時００分～８時３０分
		② ２１時３０分～７時３０分

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の２つの場合があります。

（１）利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付の対象となるサービス）
（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（介護保険の給付対象とならないサービス）

（１）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第４条参照）

以下のサービスについては、利用料金の７～９割が介護保険から給付され、ご契約者の自己負担は費用全体の１～３割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについてはご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。（（５）参照）

【サービスの概要】

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の介助や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・ 食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ 調理場でご利用者が調理することができます。

② 入浴

- ・ 入浴または清拭を行います。
- ・ 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。

③ 排泄

- ・ ご契約者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ ご契約者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・ 体温、血圧、脈拍等、ご利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ ご契約者の自宅にお伺いし、安否や服薬の確認、日常生活上の介助等を提供します。
- ・ 訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償でさせていただきます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③飲酒及び喫煙

④ご契約者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他、ご契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

- ・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介助や機能訓練を提供します。

【サービス利用料金】（契約書第5条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用）すべてを含んだ1日単位の費用の額

利用料金は1日ごとの費用です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度と負担割合に応じて異なります。）

※負担割合が1割の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要支援1 4, 230円		要支援2 5, 290円		
2. うち、介護保険から給付される金額	3, 807円		4, 761円		
3. サービス利用に係る自己負担額(1－2)	423円		529円		
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 5,720円	要介護2 6,400円	要介護3 7,090円	要介護4 7,770円	要介護5 8,430円

2. うち、介護保険から 給付される金額	5,148 円	5,760 円	6,381 円	6,993 円	7,587 円
3. サービス利用に係る 自己負担額(1－2)	572 円	640 円	709 円	777 円	843 円

※負担割合が2割の場合

1. ご契約者の要介護 度とサービス利用料金	要支援1 4,240 円		要支援2 5,310 円		
2. うち、介護保険か ら給付される金額	3,394 円		4,252 円		
3. サービス利用に係 る自己負担額(1－2)	846 円		1,058 円		
1. ご契約者の要介護 度とサービス利用料金	要介護1 5,720 円	要介護2 6,400 円	要介護3 7,090 円	要介護4 7,770 円	要介護5 8,430 円
2. うち、介護保険か ら給付される金額	4,576 円	5,120 円	5,672 円	6,216 円	6,744 円
3. サービス利用に係 る自己負担額(1－2)	1,144 円	1,280 円	1,418 円	1,554 円	1,686 円

※負担割合が3割の場合

1. ご契約者の要介護 度とサービス利用料金	要支援1 4,240 円		要支援2 5,310 円		
2. うち、介護保険か ら給付される金額	2,971 円		3,723 円		
3. サービス利用に係 る自己負担額(1－2)	1,269 円		1,587 円		
1. ご契約者の要介護 度とサービス利用料金	要介護1 5,720 円	要介護2 6,400 円	要介護3 7,090 円	要介護4 7,770 円	要介護5 8,430 円
2. うち、介護保険か ら給付される金額	4,004 円	4,480 円	4,963 円	5,439 円	5,901 円
3. サービス利用に係 る自己負担額(1－2)	1,716 円	1,920 円	2,127 円	2,331 円	2,529 円

★契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い) 償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

★ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます。(下記(2)ア及びイ参照)

★介護保険からの給付額に変更があった場合には、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

イ 加算

① サービス提供体制加算（Ⅰ）

当事業所は、勤続１０年以上の介護福祉士の資格を有する介護職員が全体の２５％以上配置しておりますのでサービス提供体制加算（Ⅰ）として１ヶ月につき、下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。

利用者負担割合（日額）	１割	２割	３割
１．加算対象サービスとサービス料金	２５０円	２５０円	２５０円
２．うち、介護保険から給付される金額	２２５円	２００円	１７５円
３．サービス利用に係る自己負担額（１－２）	２５円	５０円	７５円

※区分支給限度基準額には含まれません。

② 介護職員処遇改善加算

介護業務に直接従事する職員の処遇改善を目的としており、介護職員の賃金改善や職場環境の整備を支援するために、ご請求させて頂くサービス利用料金及び加算の金額の１４．９％分がその額となります。

介護保険の給付対象以外（下記の（２））は処遇改善加算の対象となりません。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第５条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

ア 食事の提供（食事料金）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金： 朝食 ４００円 ： 昼食 ６５０円 ： 夕食 ５５０円

イ 宿泊に要する料金

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金： １泊につき ２，０００円

ウ 通いサービス時間延長料金

１７時００分～２０時００分までの通いサービス延長時間帯に要する費用です。

料金： １時間未満（１７：００～１８：００） ６００円

１時間以上（１８：００～２０：３０） １，２００円

エ おむつ代

料金： 紙オムツ１枚につき １１０円

紙パンツ１枚につき １００円

紙パッド１枚につき ５０円

オ その他、送迎費

宿泊、通いサービス以外の送迎が必要な場合に要する費用です。

料金： 市内 片道1回につき 1,000円

市外 片道1回につき 2,000円

※利用者の急変に伴う病院への搬送については、いたしません。

カ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただく事ができます。

料金： 材料費等の実費をいただきます。（必要な場合は事前に確認します。）

キ 複写物の交付

ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金： 1枚につき 20円

ク 薬の受け取り代行

料金： 1回 1,000円（受診の付添い時に処方された場合は頂けません）

★経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由についてご説明します。

（3）利用料金のお支払方法（契約書第5条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月毎に次のいずれかの方法により翌月30日までにお支払いください。

①事業所での現金支払い（できる限り、お釣りのないようお願いします）

②銀行振込み

※銀行振込の場合は下記の振込先へお願いします。

淡路信用金庫 市支店 普通預金 No. 0464738

社会福祉法人淡路島福祉会

小規模多機能施設風らん 所長 中野 弘子

（4）利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

★ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、ご契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

★ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

★ 5.（2）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金

をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	650円（当日の昼食料金）

★サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合は他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

（５）小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより地域での暮らしを支援するものです。

事業所は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

●苦情受付窓口（担当者）

「氏名」 中野 弘子

「職名」 参事・看護職員

「TEL」 0799-50-1051

受付時間 8時30分～17時30分（年中無休）

●第三者委員

「氏名」 平岡 督朗

「職名」 監事・土地家屋調査士

「TEL」 0799-52-3012

「氏名」 三好 雅大

「職名」 評議員

「TEL」 0799-42-0069

●苦情解決責任者

「氏名」 増井 理奈

「職名」 管理者兼介護支援専門員

なお、苦情の受付窓口は受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。さらに、第三者委員は苦情解決を円滑に図るために双方への助

言や話し合いへの立ち会い等もいたします。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

南あわじ市役所市民福祉部 長寿・保険課	所在地 南あわじ市市善光寺22-1 電話番号 0799-43-5217 受付時間 8時30分～17時15分（月～金）
兵庫県国民健康保険 団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 電話番号 078-332-5617 受付時間 9時00分～17時15分（月～金）

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供上について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

【運営推進会議】	
構 成	ご利用者、ご利用者の家族、地域住民の代表者、市担当職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開 催	隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 協力医療機関

当事業所では、各ご契約者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて下記の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

【協力医療機関】			
医療法人うしお会	八木病院	所在地	南あわじ市八木寺内 1 1 4 7
		電話番号	0 7 9 9－3 2－6 1 8 8
医療法人社団中正会	中林病院	所在地	南あわじ市神代国衛 1 6 8 0－1
		電話番号	0 7 9 9－4 2－6 2 0 0
ケイ歯科クリニック		所在地	南あわじ市神代国衛 1 2 7 5
		電話番号	0 7 9 9－4 2－6 8 1 8

9. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、ご契約者も参加して行います。

【淡路広域消防事務組合への届出日】 平成19年10月18日

【防火管理者】 中野 弘子

《地震等災害発生時の対応》

- 当事業所は、海拔30mの位置にあるため、津波に対しては被災することはありませんが、万が一、大地震が発生した場合は緊急避難所として地域の方々に使用していただき、地域のサブ防災施設として機能していきます。

10. 感染症対策

当事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じます。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

11. 身体拘束等

当事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

- 1 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 2 身体拘束等の訂正化のための対策を検討する委員会を定期的 to 開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修（年2回以上）を定期的 to 実施します。

12. 虐待の防止のための措置

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- 1 虐待の発生・再発を防止するための委員会を定期的 to 開催すること、及びその結果を担当する職員へ周知徹底します。
- 2 虐待を防止するための指針の整備をします。
- 3 担当の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to (年1回以上)実施します。
- 4 上記の措置を適切 to 実施するための担当者を置きます。

13. 業務継続計画の策定等について

- 1 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期

的に実施します。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 4. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご使用ください。これに反したご使用により破 損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他のご利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

※この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第88条により準用する第9条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明書のために作成したものです。
--